

糸島市補助金設計書

所管課 水産林務課

補助金名称	竹買い取り支援補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当規等	糸島市林業振興事業補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標5_ブランド糸島で活気あふれるまちづくり

政策1_農林水産業の振興

施策①_農林水産業の活性化

1 補助の目的

森林や耕作放棄地などへの侵入竹を整備し、市土及び環境の保全を図る。
竹粉生産事業者が買い取る竹の価格に、商品券を上乗せ交付することで、竹を伐採する者等を増加させ侵入竹の整備を推進し、また、竹を法面保護工法の法面保護材として活用することにより、竹林の整備を促進する。

2 成果指標

指標① 竹林の整備面積(年間)

目標値① 13 (単位) ha

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

市内において伐採された竹を、竹粉(自ら製造するものに限る。)を原料とした製品の材料として買い取る際、これを搬入した者に対し、糸島市商工会商品券を交付する事業(竹林整備促進事業)

【補助対象者】

市内において竹林整備促進事業を行う者

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

竹林整備促進事業を行うのに要する経費(竹を搬入した者に対し交付した糸島市商工会商品券の額)
※竹林内から竹の「搬出」「枝打ち」「玉切り」「運搬」をコスト化すると、1トン当たり約21,000円の費用がかかる。

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助限度額】 500,000 円

【積算根拠ほか】

予算に定める額以内

(竹粉生産事業者が竹を買い取る価格に3,000円/tの商品券を上乗せ交付する。)

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで